



一片の氷、玉壺にありや？

公文書界隈を徘徊する

福井 ひとし

第1回

第一回 一五〇年に一度だけ、摂政設置の詔（御署名原本周辺）

令和七年も春たけなわ、わたしは東京駅丸の内南口の切符売り場、残高が心もとないのでP.A.S.M.Oにチャージをしていこうと立ち寄ったところ、すぐ左手に説明板が一つはめこまれているのに気づきました。板面を閲するに、時は大正十年（一九二一）十一月四日――。

この日、原敬首相は、午後七時二十分、政友会京都支部大会におもむくため、丸の内南口改札口に向かっていた。そのとき、一人の青



①東京駅丸の内南口切符売り場横の説明板
＝筆者撮影

年が飛び出してきて案内にあたっていた高橋善一駅長（初代）の肩をかすめ、いきなり刃わたり5寸の短刀で原首相の右胸部を刺した。原首相はその場に倒れ、駅長室で手当を受けたが、すでに絶命していた。犯人は・・・日本史の教科書でも

登場する原首相暗殺の現場である。当時の東京駅の構造上、乗客は必ず南口改札から入ることから待ち伏せが可能だったこと、犯人が大塚駅に勤めていて東京駅の構造について熟知していたことなど、なぜ東京駅のこの場所だったのかわかる事情までは書かれていませんが、ここがその場所であったと明記されているのに感心しました。もちろん白昼の雑踏の中、首相の魂魄いかに執心したとしても、さすがに百五年を経てここに彷徨っていることはないはずですが、それでも歴史の転回点の一つがここにあったかと、慄然とせずにはられません。

わたくしは今、国立公文書館に奉職しているので、せっかくですから、公文書界限にて、原首相のそのあたりの時間をうろついてみようと思います。

松方内府は飛び込んできた

事件より一年半ほど遡ります。大正九年（一九二〇）六月十八日、この日、閣議あり。世論はニコライエフスク事件で湧きたつていた。原首相は、閣議後、皇后陛下の沼津からの還啓を鉄道大臣とともに出迎え。東京駅へ。

官邸に戻ると、山縣有朋枢密院議長が来訪。波多野敬直宮内大臣の更迭の運び、と、そのことを松方正義内大臣が総理に話すことになっていたので、それが遅れていたことについてグチに似た話。そこへ今度はその松方内大臣が「至

急会いたい」と言ってきた……。

と、原が日記（『原敬日記』。以下『原日記』）に記しています。

……何事かと思ひ会見せしに、陛下御病氣に付摂政を置かるる事に決定を要すと云ふ

……自分は其事は重大の事なり、御病氣には相違なきも摂政を置かるる事となるには先以て皇后陛下を始め奉り皇族方の御考も承らざるを得ず、又大隈の如き……斯くては実に重大なる事件を惹起する虞ありとて之を止めたり。（ルビは適宜筆者。もし読み間違つたら大恥ですが、どうぞ寛恕ください。以下、同じようにします。）

大正天皇が御病氣であるから、摂政を置くよう決定しなければならぬというのである。原は、いろいろ考えねばならないことがあるから、慎重になるよう言った、という。大隈重信が彼らの共通の敵として観念されていることがわかります。

なんにしる突然なので、

「内大臣、なんでそんなこと言い出すんですか？」

と訊いてみると、ベルギー大使から問い合わせがあったりアメリカの新聞に陛下が重態だと記載されたりしているのだ、と言う。そこで、

……余は遂に摂政を置かるる必要に至らん事と恐察

するも夫迄には度々御様子を發表して国民に諒解せしむるの必要も之あるべし・・・

前後を読み合わせるると、山縣と会談していたのを中断して（山縣を待たせたまま）話しているようで、もしかしたら山縣が同席しているのかも知れません。

「松方の軽拳に困難する」とか「松方の挙動は兎に角」と書いてますので、原は少し辟易している節もありますが、これが原に「摂政の設置」について考え始めさせる節目になったようです。

翌大正十年（一九二二）二月、宮内大臣に牧野伸顕が就任。かつての内務卿・大久保利通の次男、外交官、行政大臣の経験など、文句のつけようのない人事です。以降、原と牧野の間で、摂政設置の打ち合わせが進んでいく――。

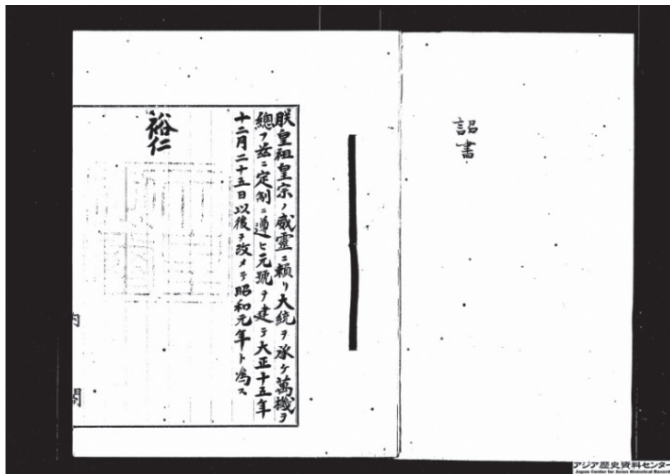
ところで、昭和は一九二六年末に始まっていますから、もし今も昭和が続いていたら今年は昭和一〇〇年です。では、百年前の昭和天皇が、御名を記された最初の詔書を見てみましょう。国立公文書館のデジタルアーカイブで覗くことができます。

②にはなんと書いてありますでしょうか。

朕、皇祖皇宗の威靈を頼り大統を承け万機を総ぶ。茲に定則に遵ひ元号を建て大正十五年十二月二十五日以後を改めて昭和元年と為す。

御名

御璽



②大正一五年一月二十五日詔書の御署名原本

とあります。（カタカナを平仮名に、濁点、句読点を補う。これも以下同じようにします。）
御璽は少しみづらいですが、後でも出てきます。右上・右下・左上・左下の順で「天皇御璽」と彫られています。

公文書に貼りついた「一片の氷心」

この日から「昭和」が始まるのですが、実はこの詔書は、昭和最初の詔書ではなく、大正最後の詔書になります。昭和和大札記録によれば内閣、宮内庁で検討された候補元号も明らかですが、特に昭和元号に関しては、野口武則氏が『宮内官僚 森隲外』（角川新書2025）の中で、宮内公文書館保有の歴史公文書を使用して、隲外の知られていない側面を描き出しており、これはいろんな面で面白かったです。

公文書を利用した、ということが何よりよろしい。公文書は、遺されていない、隠されている、捨てられるなど批判されますが、個人の書信などに比べれば、信じられないほど整理されて遺されており、一定の手順を踏めば誰でも見ることが出来ます。場合によってはデジタル化されて、その場でスマホ一つあれば見ることが出来る。会社の会議中でも、ひまだったら情報探しているふりして見ていられます。

民間企業や個人の記録した文書を考えていただければ、こんなに便利に使える文書群はありません。しかも、「国民の共有財産」ですから、使つて悪い、ということがない。著作権の及ばないものも多いですし。

公文書はその中で決めた事項や報告された内容にだけ意

味があるわけではありません。決裁の流れ（誰がハンコを押しているか）、文字や押印の歪み、ちよつとした手直しなど、そこにはその時点で生きていた人たちの息遣いがあります。この人たちのほとんどは、生涯をその一枚に捧げているわけではない、毎日の仕事の中で文書を作り決裁しているのです。そこにはいろんな間違いもあれば意に染まぬ同意もあるはず。彼らは人生の中で、ひととき、判断力と責任感を少し籠めてここに名前を遺しているのですが、公文書が類まれなぐらい保存されているおかげで、彼らがこの世から旅立った後も、その生きていた「しるし」そのものになつていくわけです。

筆者は、歴史家ではありません。受けてきた教育とか経歴といった意味でも、物事への取り組み、思考法として、新事実を見いだしたり、あるいは事件を社会の流れの中に位置づけたりしようとする気概に欠けている、とでも言えましょうか。また、公文書を価値づけし、保存と活用之道筋をつける文書管理のプロ（アーキビスト）でもありません。

ただ、あちこちに転がっているものから、それが作られた、あるいは働いていた時空を思い描いてみるのが好きだ、というおじさんです。強いていえば、公文書の作成に関わった役人あがりですから、政治や文化の大きな動きや英雄豪傑の姿ではなく、どうしても文書案を作成し、決裁

し、執行して、一件を処理していった起案者や決裁者たちのその日その日に興味があります。

ところで、唐の詩人・王昌齡は、都から遠い地方勤務にあつて、中央に帰る友人を送別して、こう言った。

洛陽ノ親友、如シ相問ハバ、
一片ノ冰心、玉壺ニ在リ。

洛陽の友人たちが、もしも「彼はどうしていた？」と問うたなら、こう答えてくれ。

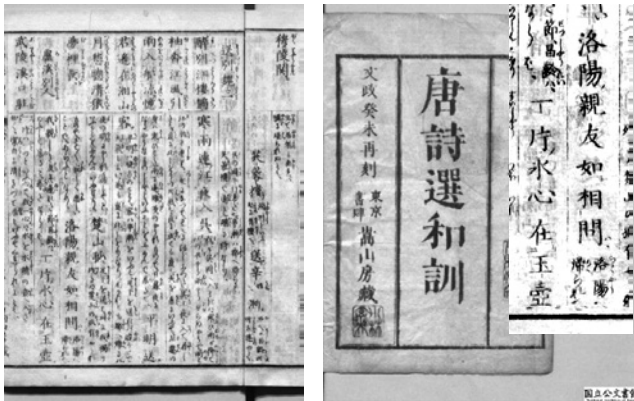
ひとかげらの氷が玉製の壺の中にあるように、澄み切つて静かな心で彼処にいた、と。

冷やかな、けれど美しい「氷の（ような）心」でいたようだと言つとけ、というのですが、詩的表現を離れれば、日々の生活の中にある者、人に抗い、人と争い、傲り、悩み、憂い、諦めている者に澄み切つた「冰心」など、ほんとはあるのだろうか。王昌齡はそこそこ欲もある人間ですから、本人を知る友人たちは苦笑したかも知れません。

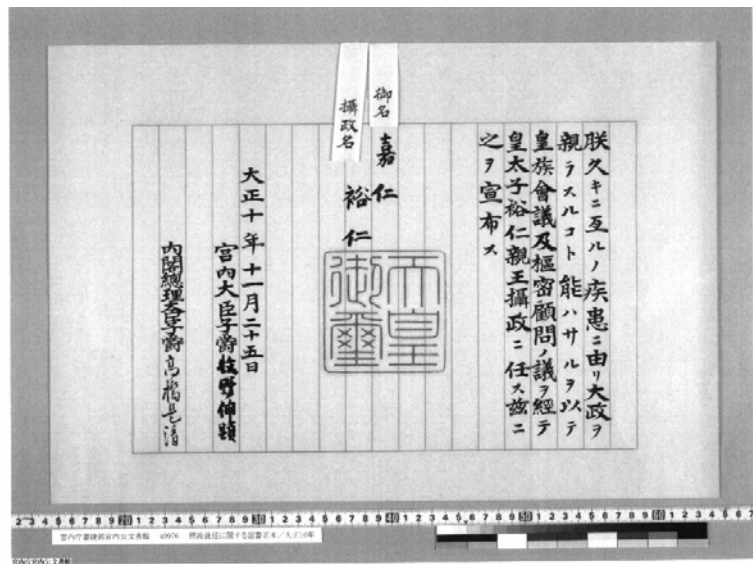
まして公文書に関わる、権力という器の中で活動している者においてをや。

しかしながら、「一片の」冰心ならあるかも知れない。彼らが、公文書と接触した瞬間に遺した、一瞬の、薄い冰のように剥ぎ取られた意思を、文書からもう一度剥ぎ取つて観察してみることができたら、というのが本稿の目的です。その一瞬だけの澄み切つた心を。

ちようどいいので、国立公文書館蔵『唐詩選和訓』^{とうしせんわくくん}を見てください。題は「芙蓉楼にて辛漸を送る」。芙蓉楼が送別会の場所、辛漸くんがこれから洛陽に行く友人です。左ページ最後の三行が「洛陽の親友、如し相問はば・・・」の部分です。



③寛政庚戌（一七九〇）新鑄（初版）、文政癸未（一八二三）再刻、東京書肆・嵩山房蔵とある。「唐詩選」の日本語解説本なお、「嵩山房」は、嵩山は五岳の中で一番高い、おまえの取り扱う書籍も一番高い、という趣旨で荻生徂徠が付けてくれた屋号だそうです



© 2013 Imperial Household Agency.

④宮内公文書館デジタルアーカイブより「摂政設置の詔」御署名原本

なお、わたしは公開されていない文書は見たことがないので、当然ここには使われません。

青年摂政の詔書

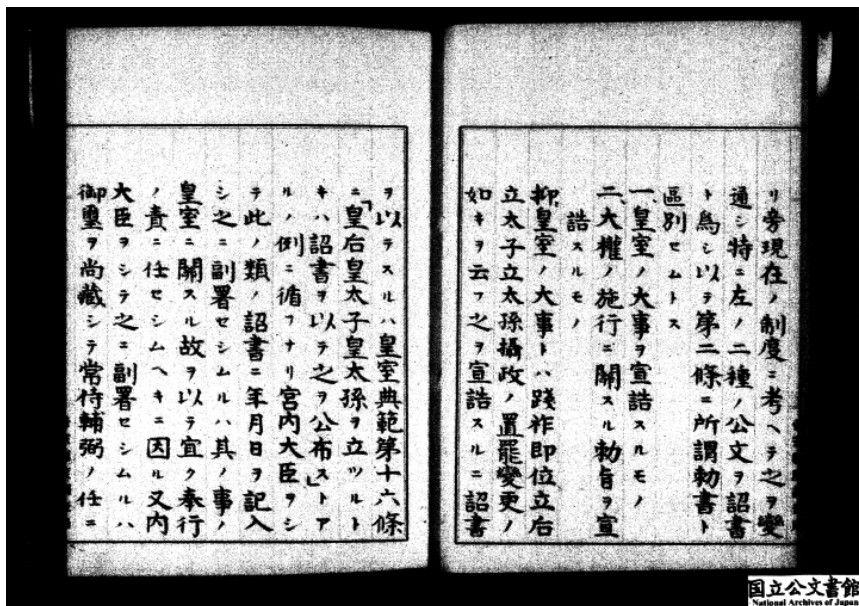
さて、やっと本題に戻ります。冒頭に、大正天皇の御病状に関する重臣たちの心配と、原と牧野が中心になって摂政設置に取り組んでいく時期のことを紹介しましたが、摂政に御就任いただくのは、憲法の規定上、皇太子・裕仁親王、後の昭和天皇しかおられません。昭和天皇は、大正十五年にはじめて天皇として御署名されましたが、それまでに既に摂政として約五年間、公文書（天皇陛下の御署名のある文書を特に「御署名原本」といいます）に御署名されていきましたから、御署名自体は初めてのものではありませんでした。

④は、宮内公文書館で公開されている近代日本百五十年間にただ一度だけ作られた「摂政設置」の詔です。大正天皇の御名で、

朕久しきに互るの疾患に由り大政を親らすること能はざるを以て皇族會議及枢密顧問の議を経て皇太子裕仁親王摂政に任ず。茲に之を宣布す。

かたわらに摂政がお名前を記しておられ、天皇御璽がはっきりと読み取れます。摂政宮となられた裕仁親王はこのとき二十歳。御署名も初々しく、全体に息を呑むように美しい文書です。

『昭和天皇実録』（以下『実録』）によれば、この詔書へ



国立公文書館
National Archives of Japan

⑤明治三七年帝室制度調査局（この時点の総裁は伊藤博文^{いとうひろぶみ}）の「公式令疏積」

の御署名は、大正一〇年（一九二一）一月二十五日、一四時三〇分になされたとのこと。

明治四十年（一九〇七）勅令六号の「公式令^{こうしきれい}」に

第一条 皇室の大事を宣誥^{せんこう}し及大権の施行^{おこなひ}に関する勅旨を宣誥するは、詔書を以てす。

とあります。「公式令」の原案を作成した明治三十七年一

〇月の帝室制度調査局の「疏積」によれば、摂政の設置は、踐祚、即位、立后、立太子、立太孫、とともに「皇室の大事」と認識されていきましたから、当然に、摂政の設置は、詔書を以てすることになります。

⑤の右ページ八〇十行目をごらんください。

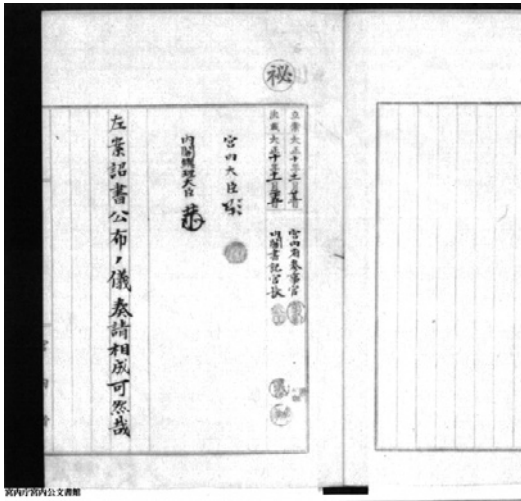
抑皇室の大事とは、踐祚・即位・立后・立太子・立体損・摂政の置罷変更の如き……と書いてあります。

さらに「公式令」を見ますと、

第一条第二項 詔書には親書の後御璽を鈐^{けんお}し、其の皇室の大事に関するものには宮内大臣年月日を記入し内閣総理大臣と俱にこれに副署す。

とされています。さきほどの摂政設置詔書（④）はそのとおりになっているでしょうか。お名前が二つある以外は、御璽が押され、日付けがあり、宮内大臣、牧野伸顕、内閣総理大臣、高橋是清^{たかはしこれきよ}の副署があります。オーケーですね。

お名前が二つもあるのは、摂政が置かれた際の詔書の書



© 2013 Imperial Household Agency.

⑥ ④の詔書といっしょに保存されている「伺い」

き方を規定した明治四十二年皇室令二号「撰政令」に拠っています。

第三条 撰政を置く間、御名を要する公文は撰政(が)御名を書し且其の名を署するの外、天皇大政を自らする」と形式を異にすることなし

要するに、撰政が置かれている間は、御名(天皇のお名前)を書かなければならない公文書には、天皇ご自身ではなく撰政が、御名(天皇のお名前)を書き、かつ、其の名

(撰政のお名前)を書く。それ以外は普段の御署名と同じである、というのです。

そのようになっていきますでしょうか。これもオーケー。なお、御名と「其の名」の間の上下関係や行換えについては「撰政令」は何も書いていませんから、この詔書は新たな例を開いたこととなります。撰政はご自分の名前は左側に一段下げて書きました。実際には詔書原本では、撰政宮がご困りにならないように、文字を書きだす場所が付箋で指定されています。これは事務官が発案したことでしょう。

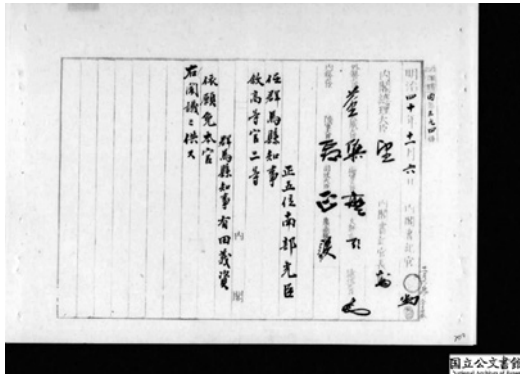
こう書くしかないからこう書いてあるのでしよう

これは百五十年間一例だけである、先例が無いものです。読者(官報に告示されますから、万人、差し当たっては本稿を読んでくださっているみなさんのことになりました)は、一つ疑問を持ちませんでしょうか。さきほどの詔書、大正天皇の御名の左に撰政の署名が副えられていて、撰政の設置を宣言している。

詔書を読んだとき、

「撰政がご自分でご自分を撰政に任じているのではなにか。陛下は御承知なのか」と心配になりませんか。

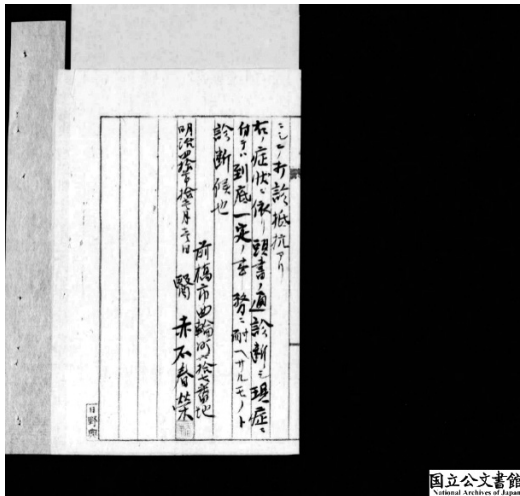
⑥の伺い文は、



⑦明治四〇年十一月六日群馬県知事任免閣議書

左案詔書公布の儀、奏請相成可然哉。
と読むんだと思いますが、この決裁を見ると、事務方として一番右側の捺印は、「南部」とありますから南部光臣参事官、その下に少し見づらいのですが、「渡部」信参事官の印があります。起案者が他に記されていないので、渡部参事官が起案したものでしょう。

その左には、牧野宮内大臣と高橋総理の花押、牧野大臣の下に押印しているのは関屋貞三郎宮内次官です。この伺



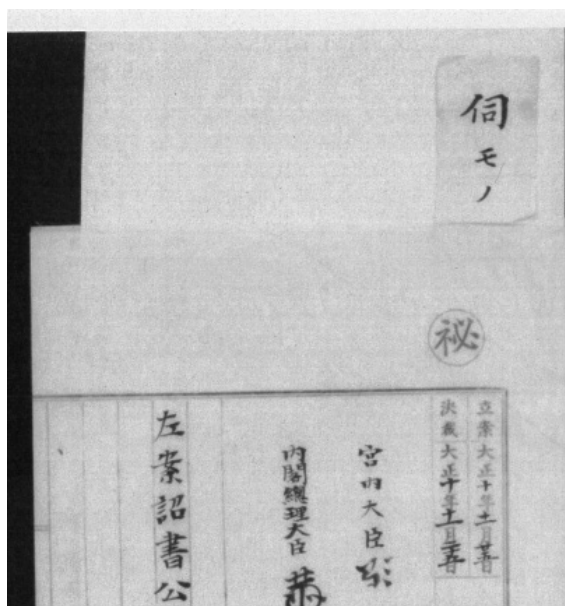
⑧ 添付資料

い決裁書も美しい文書ですね。余談ですが、関屋次官と渡部参事官はいずれも栃木県出身で親戚関係にあるのとこのと。

ほかのひとも興味湧きますが、とりあえず南部参事官の関係文書を見てみました。⑦は、明治四〇年（一九〇七）、内務省土木局長休職中の南部さんが群馬県知事に任命されたときの閣議書です。西園寺公望首相の「望」字をあしらった花押が見られます。なお、ほんとに余談になってしま

ますが、この文書は、前任の有田義資知事の辞職願を付して保存されており、この辞職願には、有田知事の健康状態についての医師の診断書まで添付されています。

⑧赤石春榮（あかいし・はるえ）さんと読むのでしょうか）医師の名前は国立公文書館から横断検索のできる群馬県立文書館目録を検索すると、住谷修家文書に往診に係るもの等書状が数通あることがわかりま



⑨ ⑥の上部

す。地域医療に貢献された方かなといういろいろ調べたくなく
てきますが、今日はここまで。本題に戻ります。
⑥の詔書公布の決裁、⑨のようにわざわざ「伺もの」と
付箋が遺されていますとおり、皇太子殿下に「伺い」がな
されているはずですが、「自分で自分を任命
しているけど、これでいいの？」と言われたらどう答える
のか。百数年前の担当者と一緒に少時悩んでみましょう。

「摂政を置く」のは誰なのか

読者のみなさん、「そんなこと気にするのはきみだけだ、
控えておれ」と言いたいかも知れませんが、わたしだけで
はないんです。

まず、『原日記』を見てみます。大正十年十月二十五日、
翌月下旬に摂政設置の手続きを行うことをしめし合わせて
いる牧野宮内大臣と会談、伏見宮（貞愛親王）との打ち合
わせ状況について互いに報告しあったあと、

・ 会議の順序は「皇室典範」にも不明だが、先に皇族会
議を行うことにし、その際、医師の診断書、宮内大臣と首
相の意見書を添えることとしてはどうか。

・ 皇族会議、枢密顧問会議、いずれも招集者を誰にする
か。

といったことを意見交換しているのですが、さらに、

（牧野が）詔勅には御名御璽の次に摂政の御親署とな
すべしとして其草案を内示せしが、余の考えにては、摂政
を置かるる詔勅には普通詔書の通御名御璽だけにて摂政
の御名は之なき事適当ならずや、・・・摂政を置かるる
詔勅に突然御親署の御名なくして摂政の御代署と云ふ事
何分にも穩ならざる様に思ふと注意せし・・・。

これに対し牧野は「摂政令というものがあって・・・」
と言い出すのですが、手元に摂政令が無いので、今日のと

ころは調整しきれず、次回に議論、ということになりました。

原首相も筆者と同じ疑問を持っている。明治の俊秀、外交官、政治家として類まれな活躍をした彼にして、牧野大臣からすればわたしと同じレベルなのだ。これはうれしい。

また、宮内大臣・牧野伸顕の日記（以下、『牧野日記』）を見ると、大正十年十一月二十一日、数日後（二十五日）予定の皇族会議の開催・進行について「皇族方のご会同」があった。席上、朝香宮鳩彦王が、

摂政を置くことには異存なきも、時機に付ては疑問あり。内閣更迭に付御親裁ありたる時より僅々の日数を経たる今日、天皇の御不能力を直に発表する時は、国民之を黙過すべきや如何。又、聖上に於かせられ皇族会議に付御不同意の時は如何になり行くや。

と御下問されました。回答したのは『牧野日記』には「大臣」とあるのですが、松方正義内大臣については「松公」「内府」と書くのが通常です。自分（宮内大臣）のことを「大臣」というのも不自然ですが、あるいは部下が書いたメモをもらって、そのままここに写したのかも知れません。

この質問に対する「大臣」回答は、時機については、いつどんなことが起こるかともわからないので、二十五日が一番いいのだと説明しました。「聖上御不同意」の場合は、

法律上御許容を要するものにあらざるも、大臣は飽く

まで御了解を得るまで申し上げべし

と言上しています。実はこの件は、十月二十五日に朝香宮に個別に説明した時にも同様の問いがあり、この際には、もっとはつきり、「本件は全く皇族方の御発動にて決するものにして御上の御思召に依るものにあらず、故に法律上より申す時は御上に申上げざるも差支えなき次第」と答えています。そのこととかがえあわせれば、朝香宮のご質問は、

——この間は天皇に断らなくてもいいと言っていたが、その時以降に大正天皇は新総理の任命という行為を単独でなされている。それからいかほど経っていないのに、なぜ摂政を任命しなければいけない状態まで進行するのか。もし天皇が数日前と同様に正当な判断を下されるようになり、皇族会議の決議を否定されたら、どういうことになってしまうのか。

きみ、どう考えてるの？

ということでしょう。

天皇の不同意はありえない

「大臣」の回答の前半は二十五日でいいから二十五日にしたのだ、というある種開き直りですね。後半については、天皇の不同意は法的にありえない、と繰り返しています。

こんな質問、準備も無しに宮様方からされたら、冷や汗

どころではありませんが、さすがに堂々と押し切ってしまいました。

この強気はどこからくるのでしょうか。摂政の設置については、現在の「皇室典範」（昭和二二年法律第三号）ですと、

第十六条第二項（第一項は天皇が未成年の場合の摂政設置規定）

天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により、摂政を置く。

となつていたので、議に「より」天皇の意思ではなく皇室会議が決めることが明らかです。しかし、当時の「皇室典範」（明治二二年裁定）は、

第十九条第二項

天皇久しきに亘るの故障に由り大政を親らにすること能はざるときは皇族會議及枢密顧問の議を経て摂政を置く。

となつており、主語ははっきりしないのですが、「天皇」しかありえない。その際、皇族會議と枢密顧問の議を「経る」ことが「要件」になつていて、と読むのが適当と思われま

す。「大政を親らにすること能はざる」状態で、摂政の任命ができるのか、また「議を経る」とはどういう意味なのか。

なお、「摂政令」には、

第一条 摂政就任する時は附きの定むる所に依り賢所に祭典を行ひ且就任の旨を皇靈殿神殿に奉告す

とあつて、この奉告の要件も「就任する時」という言い方なので、「議を経る」「設置」との先後関係が気になるところです。

『典範義解』の解釈

牧野が天皇の不同意を法的に否定しているのは、『典範義解』（「義解」の字の読み方は、よくわからないです。律令時代の解説書『令義解』に倣つたと思われるので、当初は「ぎげ」と読まれていたらしいのですが、今、日本史辞書などを見ると明治のは「ぎかい」とさえています。昭和十五年の「岩波文庫」は「ぎげ」と読ませていますね。うーん。とりあえず好きに読んでいきましよう。わたしは「ぎげ」の方がかつこよさそうなので、こちらにします）に拠つたものと思われま

す。明治二十二年九月に公刊された『憲法義解』は伊藤博文著の大日本帝国憲法に関する「準公式的な注釈書とみなされるようになった」（坂本一登『憲法義解』解説（岩波文庫2022改版第二刷））ものです。これが、これに附属して整理された『典範義解』にはこんな解説があります。

（第十九条第二項で）皇族會議および枢密顧問の議を

経るは何ぞや。・・・天皇或は諮詢しじゆんの命を親みずからすること能はざるの情況に在るも、皇族會議・枢密顧問は皇室の大事に於て推諉すい傍觀ぼうくわんすべきに非ず。進みてその誠を致し、以て宮禁の大計を定むべきなり。その或いは皇族會議に由りて發議し枢密顧問の審議に付すると、或は枢密顧問の發議に由り皇族會議の協同を求むると、俱に時宜に従ふなり。

天皇が自らの意思を示した上で「諮詢」することができない状況になつたら、皇族會議か枢密顧問が「推諉傍觀」(いろいろ考へるばかりで傍觀する)せずに、進んで決める、というのが「議を経て」の趣旨だ、と言っています。一見、天皇の意思に従わずに摂政を置いて天皇を無力化することができるといふたいへん危険な解釈に見えますが、摂政の順位が明確になつているのと、天皇が健康を取り戻した後はすぐに摂政を廢することから、伊藤らはこの解釈に至つたのでしょう。これによつて、皇族會議と枢密顧問の議を経ていれば、天皇に同意の意思がなくとも摂政は設置される、ということになります。

『典範義解』の著者らは、この規定がまさかわずか十数年後に実際に使われようとは思つていなかったのではないかと思います。そのような言葉は使つていませんが、カー・シュミットの言う「例外事態」のような状態、を想定していたのでしょう。

かくして、皇族會議と枢密會議が終わつた時点で、摂政が置かれたこととなります。「実録」はその時間を一月二五日午後一時三〇分としています。再び「摂政令」に戻つて、

第二条 摂政を置きたるとき又は摂政の更迭ありたるときは詔書を以て之を公布す

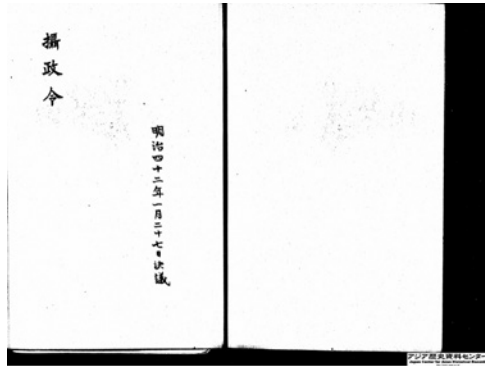
により、直ちに、詔書に署名。その時間は先に引いたように午後二時三〇分。詔書は午後二時三五分をもつて發表されたとのこと。設置の詔書そのものが作成されるときは既に「置きたるとき」になつていきますから、その書式は、御名とともに摂政名を記すものとなり、まるで摂政が自らを摂政に任じたかのごとき文面になります。しかし、これしか書きようがないことが明らかです。

これでなんとか原の疑問や起案者の悩みは解決できたのでは。

なお、これより以前、七月二日の松方内大臣との懇話中で、牧野は次のように述べて皇族會議を先に立てたといふことです。(『牧野日記』)

皇族會議と枢府すうふ(枢密顧問會議・枢密院)と何れいずを先にするかに付ては小生は前者を先にするを適當と思ふ。問題の性質、宮廷みやていに専もつぱら關係す、御親族間に起るを自然の成行きと視るべく、又斯かの問題を議するには：：皇族會議は政治的意味を離れ、全く事情上の問題として

議することに付きては、国民も何等疑惑を挟まず、...
前者の発動を先(に)すべき事。



⑩明治四二年一月枢密院で決議された「攝政令」。議長に提出されたものです。この時の議長は山縣有朋

⑩明治四二年(一九〇九)、枢密院議長に提出されたものです。この時の枢密院議長は山縣有朋。

摂政設置の経緯、高橋是清が副署する

摂政設置の経緯を振り返ってみると、冒頭の松方内大臣から原への突然の提案と牧野の宮内大臣就任の後、大正一〇年(一九二一)九月、皇太子が洋行から帰られたところ

で、原と牧野の作業は大詰めに向かったようです。

一〇月四日、大正天皇の病状が公表され、不治の状態であることが明確にされます。

一〇月一日、松方内大臣が皇后陛下の了解を得、山県枢密院議長にも連絡。

この前後から一月初めにかけて、牧野は皇族会議議員の各宮様のもとに連日出かけて了承をとりつけています。前述の原との情報交換や朝香宮のご質問もその過程でのことでした。

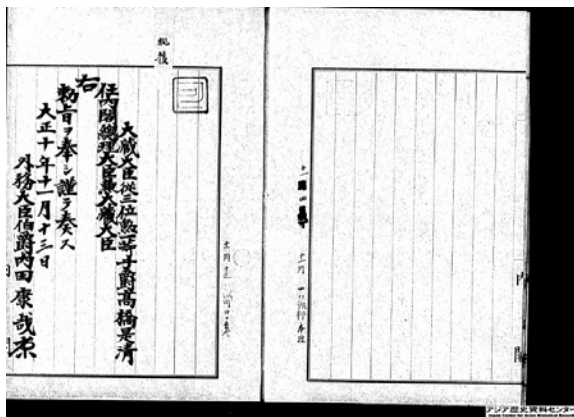
摂政設置は一月二五日という予定になりましたが、そのさなか、一月四日に冒頭で見た原首相の暗殺事件が起こります。事件は午後七時二〇分。

この日、牧野は松方のもとを訪問しており、宮内省に戻ったときに原首相から「会見の電話」が入っていたそうでおそらく折り返したのですが、「他約ありて已に退出」との答えだった。(『牧野日記』)

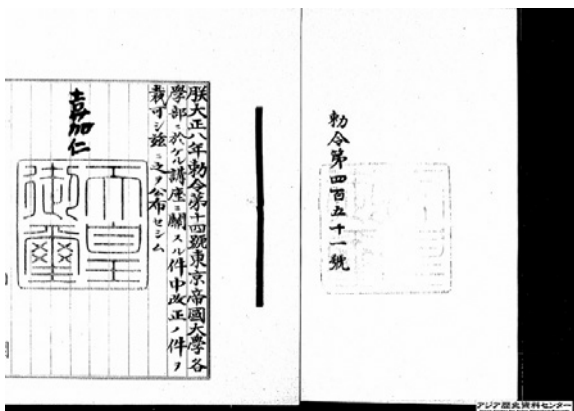
そのあと、午後八時過ぎ、高橋光威内閣書記官長から、原の悲報が伝えられた。

実に驚愕、心事悉すべきにあらず。

ほんとにびっくりした、その時の気持ちはすべてを言い



⑪大正十一年十一月十三日、高橋是清を首相に奏請



⑫大正十一年一月二日、東京帝国大学各学部における講座に関する勅令中改正御署名原本

表すことができない、とは正直な気持ちだったことでしょう。なお、「悉く」は「ことごとく」と読むのが自然ですが、ここは「尽す」の代わりではないかと思われます。

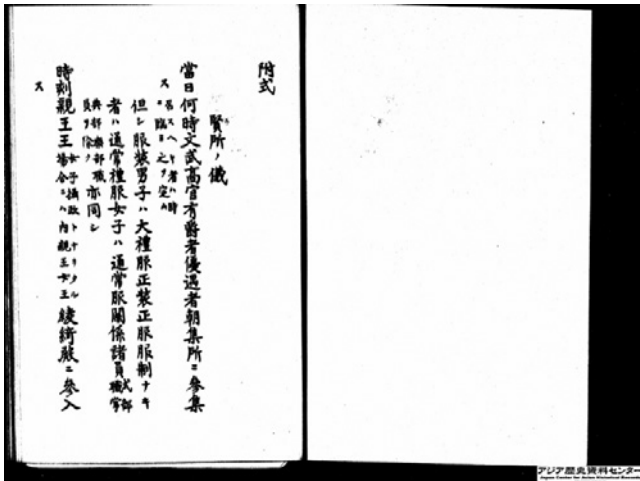
原の死は、実は現職総理の在職のままの死亡という明治憲法下初めての経験だったのですが（彼以降は、加藤友三郎、加藤高明、犬養毅がいますが）、牧野は松方や高橋書記官長と連絡をとって、臨時代理を任命（閣僚中の最

高席次者内田康哉外務大臣）、さらに後継首相については、元老・西園寺の再登板も議論されたようですが、西園寺らの推薦により、一月一三日に高橋是清に「台命」が降下します。総理任命の奏請は前総理が行うのが通例ですが、ここでは臨時代理の内田が行っています。右肩に「可」の印があり、天皇がこれでよい、と判断したことが明らかにされています。

⑪の文書にかんがみるに、この奏請を受け、これを「可」として任命の詔書を「親授」したのは、大正天皇ということになります。朝香宮がおっしゃっていたのは、この「事実」です。なお、大正天皇は、この後二二日まで、御名を自署おられます。

⑫十一月二日、大正天皇の最後の御署名。それにしても当時は帝国大学の講座が勅令事項だったんですね。

そして、二五日に、皇族会議と枢密顧問会議が開かれて、摂政が置かれました。大



⑬明治四二年、⑩に付された「附式」摂政設置時に行われる「賢所の儀」が細かく記述されています

正天皇のお手元から、上の「可」の印も手放されたことになりす。

なお、『実録』によれば、摂政設置の翌一月二六日（土曜日）に、摂政令第一条に定められた賢所の儀が行われているので、同条の「就任する時は」は就任したあとでもない

い、という解釈だったようです。第一条なんですけど…。「賢所の儀」は⑬に規定されています。

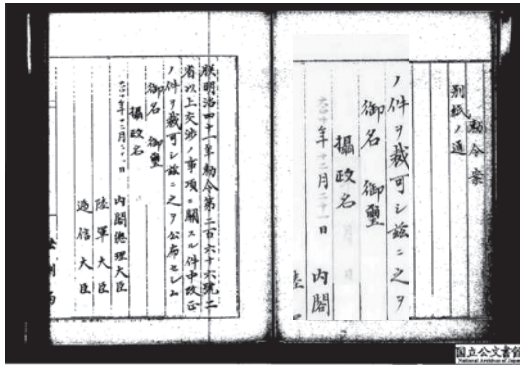
国民は摂政宮就任を落ち着いて迎えたといわれます。もちろん、大正天皇のご病状の効果的な公表、ヨーロッパから帰られた摂政宮への人氣が背景にあります。一連の公文書は、もと、その突然の退場にも関わらず詔書と皇室会議を仕切った牧野が連携した「統治の芸術」を垣間見せてくれます。原への説明は未完のままになっています。

一片の氷心、いずこに在りや？

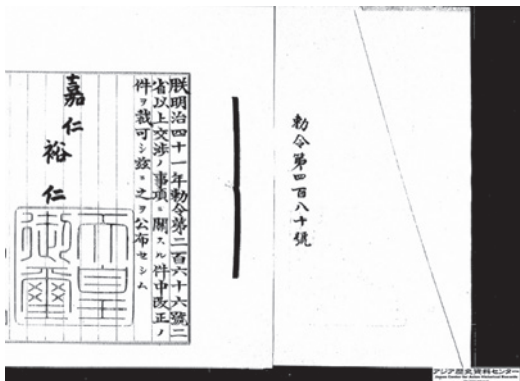
以降、大正天皇崩御により、天皇として即位されるまで、摂政宮は摂政令に基づいて文書を発していくことになりま。摂政宮は、摂政設置の詔のあと、一月には謁見や他の公務等をこなされ、一二月になると、法令の公布や国会開会の詔書に署名しておられます。

それらを見ていくうちに、不思議な文書があることに気づきました。

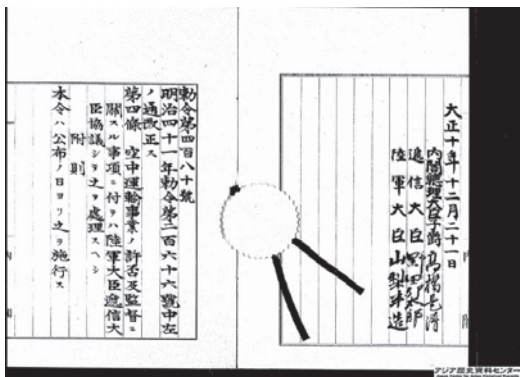
白黒の写真でも明らかに、紙が貼り付けられていることがわかる文書です。どうやら、「御名 御璽」と記されていたところに貼り紙をして、「御名 御璽」の左行に「摂政名」と記されたものに書き換えています。下は、一二月二一日付け勅令案「二省以上交渉の事項に関する件中改正の件」です。



⑭「大正十年十二月二十一日」
という日付けも後でかきこまれている



⑮大正一〇年勅令四八〇号、御署名原本



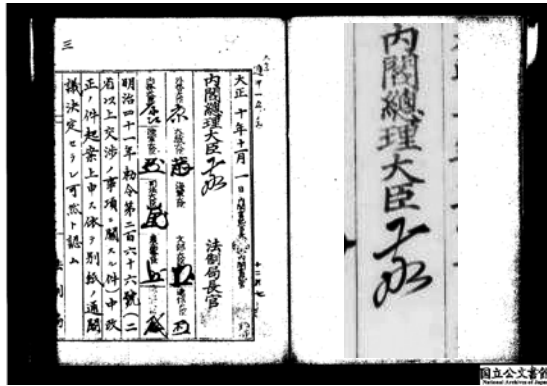
⑯ ⑮の二枚目です。

⑭の左ページ四行目五行目、明らかに変です。途中で罫線が切れていることから、上から貼り付けがされていると思われます。閣議終了後に修正を加えているとすると、これは文字通り「改竄」ではないかと疑わしいのですが、これがそのまま⑮⑯の勅令となつて御名御璽・摂政名をいただいています。

⑮⑯は、明治四十一年勅令第二六六号に第四条を追加する内容の改正です。「空中運輸事業」という呼び方が新鮮で

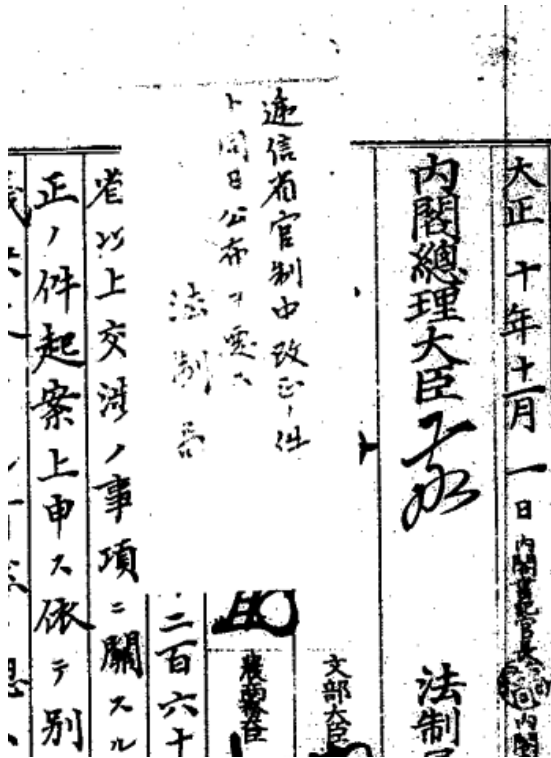
たまりませんが、この事業の許否及び監督に関する事務は陸軍大臣と通信大臣の協議により処理することとしたものの。御名・摂政名、副署は「内閣總理大臣 野田卯太郎、内閣總理大臣 山梨半造、通信大臣 野田卯太郎、陸軍大臣 逸居 大 臣」。

ところが、この勅令の閣議決定書自体⑰をみると、日付は十一月一日。この内閣總理大臣の花押は明らかに原の花押です。



⑬大正一〇年十一月一日、閣議書。

⑭の一枚目（「かがみ」）



⑱ ⑰の上部

付箋がついています。

⑱の付箋には、

逋信省官制中改正の件と同日公布を要す 法制局

とあります。なるほど。十一月一日閣議決定の後、他の

勅令改正とセットにするために十二月二日まで公布を待ったということです。

この間に、原が亡くなり、摂政が設置された。そこで、

摂政設置前に内閣において決定されていた文書について、摂政設置後にもう一度決定しなほすことが不合理だと考えられたため、わざわざ案文に「事後修正」が加えられたものと思われれます。「改竄」ではないようだ。他にもいくつか、同様に、原の花押のついた閣議決定により、摂政宮のお名前を付した件が散見されましたから、誰かが統一的に処理したものと思われれます。（大正一〇年十二月四日付け勅令



福井 ひとし（ふくい・ひとし）氏

一九六二年三重県生、東京大学法学部卒、八五年から総務省、内閣官房、復興庁、沖縄総合事務局等に勤務。内閣府参事官として公文書管理法の制定に参画、その後、福岡大学教授、内閣審議官、国立公文書館理事、日本学術会議事務局長、迎賓館長を経て、二〇二二年から国立公文書館で首席研究官。役人時代、国会予算委員会で答弁、総理と米大統領を先導、そして今、両憲法の原本と毎日一緒に暮らしている、のが人生三大レガシー！（イラストも筆者）

四五二号、同一六日付け「神宮司庁官制中改正の件」など。）

さすがに不世出の政治的天才、原敬の「氷心」。東京駅頭ならここに迷い込んで、摂政宮に署名をさせたかと、なんだか深く感じ入ってしまったではありませんか。

読者諸賢においては如何。

なお、最後になって申し訳ありませんが、文中、解釈、感想等に関わることはすべて筆者の個人的見解であることをお断りさせていただきます。

（参考）本文中に明らかにしたものを除き、

宮内公文書館デジタルアーカイブ

アジア歴史資料センターデジタルアーカイブ

国立公文書館デジタルアーカイブ

「原敬日記」（昭和二五年乾元社）

伊藤隆・広瀬順皓編「牧野伸顕日記」（一九九〇年中央公論社）

田中伸尚「大正天皇の大葬」（一九八八年第三書館）

伊藤博文「憲法義解」（二〇一九年改訂版岩波文庫）